

「浜松市 HACCP 型衛生管理推進事業実施要綱」

改正のポイント (平成29年2月)

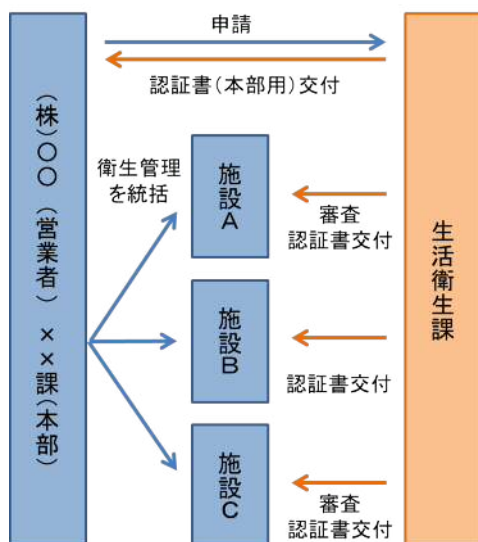
1. 申請方法の追加

(1) 本部申請の追加

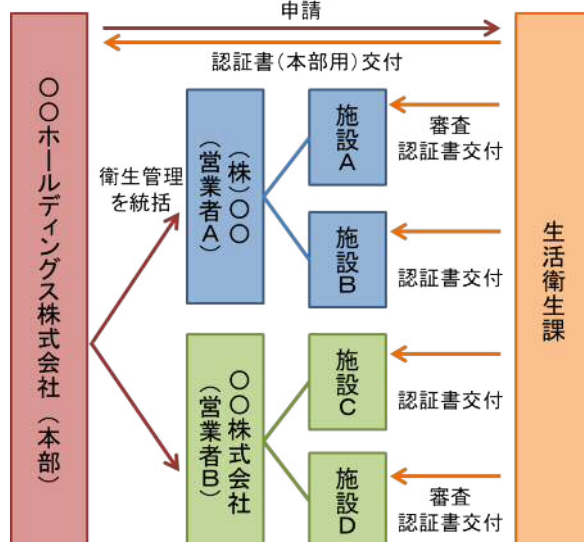
- 本部（本社の品質管理部、持株会社、加入する協会など）が中心となって複数の施設で統一的な管理がされている場合の申請方法を追加しました。
- 申請は本部が行ってください。本部が統括する施設をまとめて申請でき、市はそれらの施設から一部を抽出して実地審査を行います。
- 認証基準を満たすと認められた場合、全ての施設に対して認証書を交付し、本部に対しても認証書を交付します。

<本部申請の例>

①施設の事業者が全て同じ場合

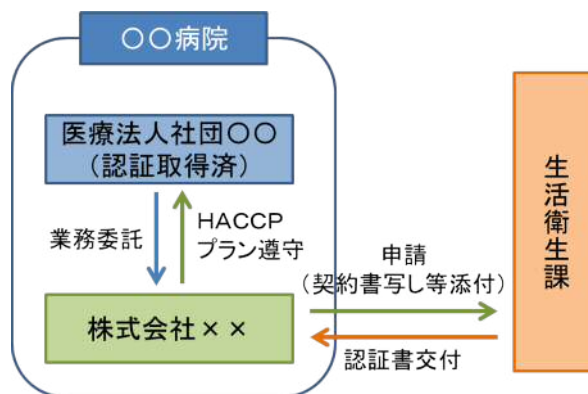


②施設によって事業者が異なる場合



(2) 受託者申請の追加

- 既に認証を受けている給食施設において調理業務を受託している場合は、受託者も簡易な申請で認証を取得できるようになりました。



2. 検証の努力義務化等

(1) 検証の努力義務化

- HACCPに関する書類を施設に保管し、内容に修正が必要ないか定期的に見直しをするよう努力義務化しました。

(2) HACCPプラン等に変更があった場合の届出を規定

- 認証の申請時に提出した書類の内容に変更があった場合には、変更届を提出するよう規定しました。
- 重大な変更（CCPの変更、新規品目の追加など）があった場合は、必要に応じて実地確認等を行います。

3. 協賛に関する手続きの変更

(1) 協賛の申込

- 協賛申込書の様式を記入しやすいよう変更しました。

(2) 協賛内容の変更

- 協賛の内容だけでなく、事業者の氏名や事業所名が変更した場合も変更届を提出するよう変更しました。

4. 認証基準（認証チェック表）の内容修正

営業者の方からご質問の多い項目について、チェック項目中の文言を修正しました。項目の数や確認する内容は変更していませんので、旧認証チェック表で○となっていた項目は今までどおりの管理を継続してください。